

(仮称)花巻市パートナーシップ制度及びファミリーシップ制度に関する条例等の
制定に係る関係団体からの意見聴取

1 経緯

令和6年3月27日に開催した令和5年度第6回花巻市男女共同参画審議会において、「条例の制定を進めるに当たっては、当事者や当事者を支援する団体の方々からの意見を伺った方が良い」との意見をいただいたことから、令和6年4月4日に性的少数者を支援する団体である「いわてレインボーマーチ」との意見交換会を開催したもの。

開催に当たっては、委員の皆様から上記のご意見をいただいたこととお伝えし、事前にメールにて資料をお送りすることで、団体のメンバーの皆様にも共有をしていただいた。

意見交換会の概要といただいた意見、それに対する市の考え方は以下のとおり。

【意見交換会の概要】

相手方団体名 いわてレインボーマーチ
実施日 令和6年4月4日(木)
会 場 花巻市役所 301会議室
出席者 2名
地域づくり課 3名

※ 事前に資料をメール送信しており、当日出席者以外のメンバーにも共有していただいている。

【団体からの意見と市の考え方】

(意見1)

日常生活では、当事者の家族も含めて悩みや困りごとが多いことからファミリーシップを含めるのは良いと思う。

(意見2)

事実婚についても法律婚を選択できない理由があるという点では同じことであり、対象を広くするのは良いと思う。

(意見3)

資料No.1の条例素案第2条の用語の定義について、花巻市の案では「ジェンダーアイデンティティ」と記載されている。LGBT理解増進法の議論の中で「性自認」、

「性同一性」、「ジェンダーアイデンティティ」という言葉についても議論されてきたが、花巻市としてどのような意図・想いで「ジェンダーアイデンティティ」という言葉を使用したのか。

(市の考え方3)

本市の条例はL G B T理解増進法の施行後に制定するものであり、法律に使用されているとおりの用語を使用することとしたもの。

(意見4)

条例第9条について、ファミリーシップに含まれている子側からファミリーシップの解消を申し立てることはできないのか。できないとなると、虐待などがあった際に大変ではないか。

(市の考え方4)

条例第9条については、パートナーシップを宣誓したお二人が解消したい意思をお持ちの場合の手续について規定したもので、ファミリーシップに含まれる子や親からの申立てについては第10条に規定をしている。第10条では、子の場合は15歳から申立てができることとしているが、この考えは、民法において自らの意思により養子縁組を結ぶことができる年齢は15歳からと規定されており、それに倣って15歳から申立てができることとした。これについては、既に制度を導入している他の自治体でも同様の基準としているところが多いことも参考にしたもの。

(意見5)

規則第3条に関して、(3) 宣誓をしようとする者双方が市の区域内に住所を有していない場合にあっては、少なくともいずれか一方の市内への転入の予定を確認することのできる書類とあるが、転入の予定をどのように確認するのか。

(市の考え方5)

転入の予定を確認する書類としては、転出元の自治体から発行される「転出証明書」や「物件売買契約書の写し」「賃貸契約書の写し」などを想定している。

この場合、まずは市から転入予定受付票を交付し、転入後に転入後の住民票の写しと併せて提出いただくことで、受領証と受領証カードを交付するという流れになる。転入予定受付票の有効期限は3か月としており、特別な事情がなく、3か月を経過しても転入されない場合には条例第12条により宣誓は無効となる。

(意見 6)

条例第3条、相談窓口の設置について、盛岡市にも北上市もない規定であり、それを謳ってくれるのはありがたい。

(意見 7)

パートナーシップ制度を利用した場合、住民票や戸籍謄本の記載はどうなるのか。

(市の考え方 7)

以前、庁内で提供できるサービスについての照会をした際に、住民登録の担当である市民登録課から、住民票の続柄を「縁故者」にすることができるという回答をいただいている。ただし、パートナーシップを結んだ場合、強制的に縁故者という記載になるというものではなく、縁故者という表記としたい場合には、パートナーの方々に手続きをしていただく必要がある。また、パートナーシップ制度については法律に基づいた制度ではなく、法的な婚姻とは異なることから、戸籍にはパートナーの名前は記載されない。

(意見 8)

地方や田舎はコミュニティが狭く、周りの目が怖くて制度を利用できない人もいると思う。アウティングの禁止の考え方についてもどこかに記載できないか。

(市の考え方 8)

本市において、アウティングの禁止については、花巻市男女共同参画推進条例の前文と第7条に規定する性別による権利侵害等の禁止事項に含まれていると考えており、パートナーシップ条例には規定しないこととしている。

(意見 9)

アウティングについて条例に規定されない理由は理解したが、条例が制定された際には、制度が導入されたことやアウティングが重大な人権侵害に当たるということについて、しっかりと周知してほしい。

(市の考え方 9)

市民の皆様や事業者に向けたガイドライン説明資料、前回の審議会でお配りした盛岡市のパンフレットのようなものについては、条例とは別に作成することとしており、そちらにはアウティングがどういうことか、どうしていけないのかについてもしっかりと掲載させていただきたい。また、視察に行った国立市では、受領証カードの提示を受けた事業者の方々などの目に付くように、パートナーシップ宣誓者

であることを市が証明する携帯用のカードにもアウティングについての記載をしているとのことであったので、参考とさせていただきたいと考えている。

（意見 10）

岩手県では4月から制度を導入している自治体間での連携を開始しているが、花巻市も連携に参加する予定はあるか。

（市の考え方 10）

現在、岩手県内でパートナーシップ制度を導入している10自治体のうち9つの自治体が連携に参加しており、残りの1つである紫波町についても参加に向けて調整を進めているところである。本来は、宣誓をした市町村から転出される場合には、元の自治体に受領証等を返還し、転入先の自治体で再度宣誓をする必要があるが、岩手県の自治体間連携に加入している自治体間での異動の場合は、受領証の返還や再度の宣誓が不要となるため、宣誓者の負担を軽減することができるというもの。

しかしながら、これまでに制度を導入した自治体については各自治体の考えで要件などの制度の中身を設定しており、自治体によって異なっていることから、転入元と転入先の要件が違う場合はそのまま継続とならない場合もある。

当市の場合、条例での制定を考えており、制定時だけでなく、条例を改正する際にも議会での議決が必要となり、連携の要件に合わせるためであっても容易に改正することができないことから、現時点では岩手県の自治体間連携に加入することは考えていない。

（意見 11）

（今後のスケジュールについて、市民参画の一つとして、地域の代表者で構成される地域自治推進委員会・地域協議会からも意見を伺うことを説明したことに対して）当事者の方々が生活する場は地域であるので、地域自治推進委員会や地域協議会といった地域の団体に意見を聞くことについては、理解を広げるためにも良いことだと思う。